

# 資産形成における相続の重要性と相続税改革

An importance of inheritance in accumulating assets and inheritance tax reform

関西大学 橋本恭之

関西大学大学院 呉 善充

## 要約

本稿では、Kotlikoff and Summers (1981)を踏襲し、各種統計データを用いて1930年生まれから1950年生まれまでの5年おきの世代に関するコーホート・データを作成することで、各世代の家計が、ライフサイクルを通じて自ら蓄積したし産と移転資産をどのような比率で保有しているのかを明らかにした。結果として、各世代の保有する資産の8割から9割は移転資産であることがわかった。このことをふまえて、相続税による富の分散が必要であるとし、これまで行われてきた相続税制度を振り返った上で、各制度改革をシミュレーション分析することで、現在にいたるまでの相続税制度が金融資産に比べて実物資産をかなり優遇しており、また世間でいわれているような、重税ではないことを明らかにした。本稿ではまた新たな相続税改革として実物資産への特例措置の全廃を前提として、累進税率50%以上を全廃するケースと税率40%の比例税率にするケースの2ケースをシミュレーション分析した。結果として、広く薄く課税するのであれば、40%の比例税率の方が望ましく、所得再分配効果を求めるのであれば、累進税率50%以上を全廃する方が望ましいことがわかった。

キーワード：ライフサイクル資産、移転資産、相続税、税制改革

経済学文献季報分類番号：02-33、13-15

## 1.はじめに

日本経済の構造改革を目標とする小泉改革において、税制改革は主要な柱のひとつである。経済活性化に寄与する税制改革のひとつとして期待されているのが相続税改革である。ブッシュ政権が相続税の減税を打ち出したことにより、日本でも経済活性化のために相続税を廃止すべきだという意見も散見できる。マスコミでは、ブッシュによる相続税改革は相続税の2010年での廃止を目指したものと捉えられている。しかし、この相続税軽減は経済成長を目指した短期的な政策であり、今後10年間で相続税は段階的に減税され、2010年にゼロとなるが2011年には相続税は再び復活されることになる。しかも2010年には相続税は廃止されるものの、相続財産の受け取りに対して所得税が課税されることになっている。

ブッシュ政権による相続税の減税は、時限的な減税措置により親の世代から子供の世代への相続を促進し、資産を受け取った子供の世代の消費を活性化しようとするものである。しかし、親からの相続財産を受け取ることは、子供の世代の勤労意欲を阻害する可能性があることも忘れてはならない。また、相続税本来の目的である富の分散を損なうことは言うまでもない。

相続税の改革に際しては、経済活性化だけでなく、公平性の観点からも検討しなければならない。公平性の観点から相続税の改革を考える際には、資産分布の現状と資産形成における相続の重要性を把握することが欠かせない。資産分布が平等で、資産形成における相続の役割が低いならば、相続税による資産格差是正の必要性は小さくなるからである。

そこで本稿では、まず各種統計データ・資料を用いて、資産分布の現状と資産形成における相続税の役割を明らかにしたうえで、相続税改革のあるべき姿について議論する。

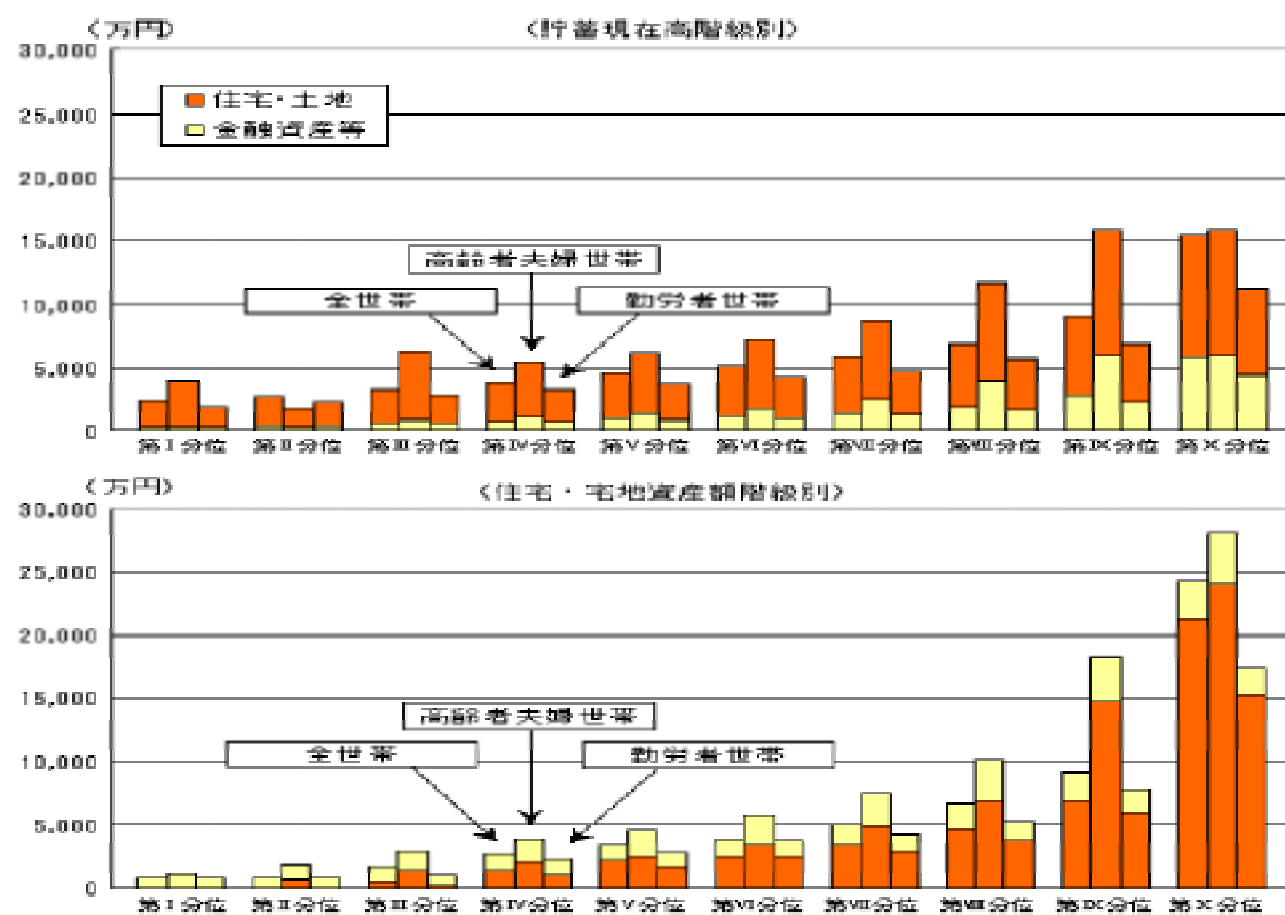
## 2.資産分布の現状と資産形成における相続の重要性

### 2 - 1 資産分布の現状

この節では、日本における資産分布の現状をみてみよう。図1は世帯類型別に資産保有状況を示したものである。貯蓄現在高階級別にみると、低所得者層

から中所得者層までは住宅・土地資産の保有割合が特に大きく、高所得者層においては全体の3分の1を占めている。低所得者層と高所得者層との間には約3倍の格差がある。世帯類型別によると、ほぼすべての階層において高齢者夫婦世帯の資産保有が全世帯、勤労者世帯の資産保有を上回っていることがわかる。住宅・宅地資産階級別にみると、低所得層と高所得層の間の格差は、さらに拡大する。世帯類型別にみると高齢者夫婦世帯の資産保有が大きいことがわかる。

図1 世帯類型別資産保有状況 [試算]



1. 「高齢者夫婦世帯」＝二人以上の一般世帯のうち、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみの世帯
  2. 「勤労者世帯」＝二人以上の一般世帯のうち、世帯主が会社、官公庁、商店等に雇用されている世帯
  3. 「金融資産等」＝貯蓄現在高(貯蓄金、保険掛金、有価証券等)、耐久消費財、ゴルフ会員権の合計
- (資料)「平成8年 全国消費実態調査報告」に基づき、一定の機械的方法により10分位に区分し、試算したものである。

出所：政府税制調査会「わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - 」(平成12年7月14日)

このように日本の資産保有状況をみると、かなりの資産格差が存在すること

はあきらかである<sup>1)</sup>。そこで、以降では、家計がライフサイクルを通じて自ら蓄積した資産と贈与ないし遺産の形で移転された資産をどの程度の比率で保有しているかをあきらかにしたい。

## 2 - 2 資産形成における相続税の重要性

遺産や贈与の存在が資本蓄積にどのような影響をおよぼすかについては、Kotlikoff and Summers (1981)によって綿密な実証分析が行われている。本稿では、彼らの手法を踏襲することで、わが国では家計がライフサイクルを通じて自ら蓄積した資産と贈与ないし遺産の形で移転された資産をどの程度の比率で保有しているかをあきらかにしたい。Kotlikoff and Summers (1981)は、ある家計が生涯通じて蓄積した資産保有高と親から贈与や遺産の形で獲得した移転資産の間には

$$\text{総資産保有額} = \text{ライフサイクル資産} + \text{移転資産}$$

という関係が成立することを利用して、アメリカにおける移転による資産の重要性を指摘している。ここで、ライフサイクル資産(Life-cycle Wealth)とは、ある家計が自らの勤労により獲得した資産を意味する。以下ではライフサイクル資産と総資産保有額を推計することで、移転資産を推計する方法を述べることにしよう<sup>2)</sup>。

本稿で対象とした世代は1930年、1935年、1940年、1945年、1950年に生まれた世代である。

まず、ライフサイクル資産の推計を行うためには、可処分所得、消費支出に関するコーホート・データと呼ばれる世代別のデータを作成しなければならない。そこで、本稿では1953年(昭和28年)から2000年(平成12年)までの

---

1)日本の資産保有状況に関する研究は、データの制約からあまり多くない。これまでの代表的な実証研究としては経済企画庁総合計画局編(1975)、橋本(1989)、下野(1991)、高山編(1992)を参照されたい。

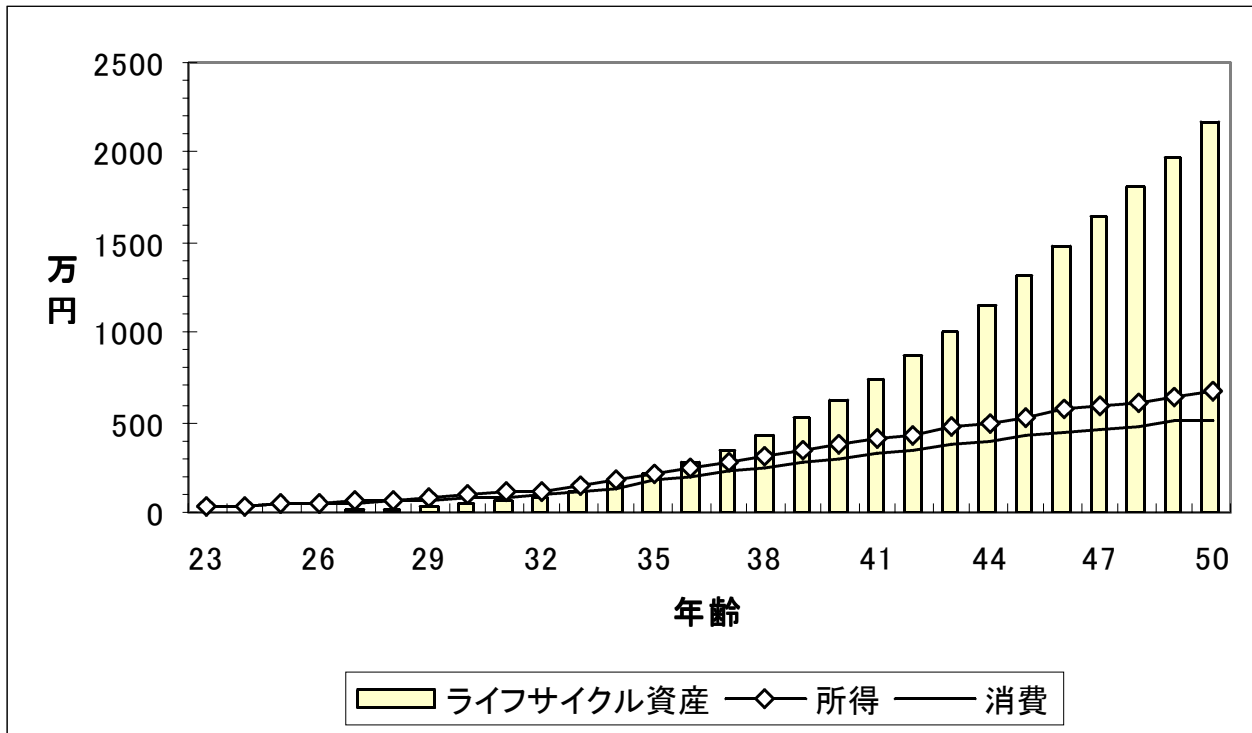
2)ライフサイクル資産の詳しい推計の方法は橋本(1991)を参照されたい。

『家計調査年報』(総務庁)の年齢階級別データを用いてコーホート・データを作成した。その具体的な作成手順は以下のとおりである。

まず、各年の5歳刻みの年齢階級別のソース・データを用いて、隣接する2つの年齢階級の加重平均をとることによって1歳刻みのデータを作成した。そしてこれから出生年次に対応する年齢でのデータを取りだし1930年、1935年、1940年、1945年、1950年生まれの生涯の可処分所得、消費支出額のコーホート・データを作成した。可処分所得は、『家計調査年報』における「勤め先収入」と「事業・内職収入」の合計額から「勤労所得税」、「他の税」、「社会保障費」を差し引いて求めた。消費支出額には、「消費支出」を用いた。可処分所得から消費支出額を差し引くと毎期の貯蓄額が算出できる。これは、各世代が自らの勤労により獲得できるフローの貯蓄額である。この毎期の貯蓄額に金利を適用して、蓄積していったものがライフサイクル資産である。金利のデータとしては『日本銀行調査月報』(日本銀行)に掲載されている1年物の定期預金金利を使用した。このライフサイクル資産は、各世代の50歳時点まで推計した。これは、50歳時点までにほとんどの世代で遺産相続が完了していると考えられるからである。

図2は、1940年生まれの世代について、このような手順で求めたライフサイクル資産を描いたものである。この図には、各年齢時での可処分所得額、消費支出額が描かれている。この世代は、23歳から20代中頃までは、可処分所得と消費支出がほぼ等しいので、ライフサイクル資産もほぼゼロとなっている。それ以降は可処分所得が消費支出を上回るためにライフサイクル資産が上昇していき、50歳時点には2000万円に到達することがわかる。

図 2 1940 年生まれのライフサイクル資産（単位：万円）



次に総資産保有額を推計する方法を述べることにしよう。家計が保有する総資産は実物資産と金融資産の合計であると想定した。実物資産保有額は土地資産保有額であると考えて、家計が支払う固定資産税を家計各世代が50歳時点で直面する平均実効税率で割ることで推計した。ただし、1950年生まれの世代については、1999年の平均実効税率を用いることにした<sup>3)</sup>。固定資産税の平均実効税率は固定資産税税収額を土地資産額で割ることで求められる。土地資産額は『国民経済計算年報』（総務省）の「附表1国民資産・負債残高」における「再生産不可能有形資産」の「土地」のデータを用いた。固定資産税税収額に関しては、『財政金融統計月報（租税特集）』（財務省）における「固定資産税収」の土地部分のみのデータを用いた。家計が支払う固定資産税額は『家計調査年報』の「その他の税」に含まれている。「その他の税」の中には「住民税」「相続税」「登録税」「自動車重量税」「収入印紙税」が固定資産税以外に含まれている。これらの税目のうち税収比率は、住民税と固定資産税が大部分を占め

3) 1999年の固定資産税率の実効税率については橋本(2001)の推計値を用いた。

ていると考えられる。また、住民税と固定資産税以外の税目はすべての家計において計上されるものではないため、平均データのなかでは無視しても大きな誤差は生じないと考えられる。したがって「その他の税」から「住民税」を差し引いたものを各世代の固定資産税であるとした。「住民税」は『家計調査年報』の「勤め先収入」から計算した。これらのデータを用いることで家計が保有する実物資産が推計することが可能となる。

金融資産については1966年から2000年までの『貯蓄動向調査』（総務省）の年齢階級別データを利用して、金融資産残高のコーホート・データを作成することで求めた。

## 2 - 3 世代間の移転比率の推計結果

表 1 各世代の移転資産(万円)

生年	ライフサイクル資産	金融資産	実物資産	移転資産	移転比率(%)
1930年	1006	6066	3557	8617	90%
1935年	1556	8280	6784	13508	90%
1940年	2177	11671	16148	25642	92%
1945年	3787	13968	6677	16858	82%
1950年	3348	14560	4081	15294	82%

このようにして、ライフサイクル資産、実物資産と金融資産の合計額である総資産保有額が与えられれば、移転資産額を推計できる。各世代の移転資産額の推計結果は、表1に示されている。この表において、他の世代と比べて1940年生まれの実物資産額の大きさが目に付くだろう。これは、この世代の50歳時点がバブル経済崩壊直前の時期に適合するために土地の資産額が大きくなっていることを反映していることで説明できる。バブル期の地価高騰により、1940年生まれの世代の移転資産額も他の世代に比べて大きくなっている。ただし、この世代の移転資産額は、バブル崩壊後には地価の下落により低下している可能性があることに注意が必要である。

各世代の移転資産額と総資産額に占める比率を求めたものが移転比率である。これは、資産形成における相続の比率を示したものである。この移転比率は、1930年生まれから1940年生まれまでの世代では約90%に達し、1945年生まれと

1950年生まれの世代でも80%を超えている。このように日本の資産形成における相続の重要性はきわめて大きく、相続税による富の分散の必要度が高いことがわかった<sup>4)</sup>。

### 3. 相続税改正のあり方について

#### 3-1 相続税改正の推移と相続税負担の現状

表2 相続税税制の主な改正

区分	抜本改正前	抜本改正(昭和63年2月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年度1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)
遺産に係る基礎控除	2,000万円	4,000万円	4,800万円	
定額控除	40万円×法定相続人数	400万円×法定相続人数	400万円×法定相続人数	1,000万円×法定相続人数
法定相続人数比例控除				
税率	200万円以下 10% 500万円〃 15% 900万円〃 20% 1,500万円〃 25% 2,300万円〃 30% 3,300万円〃 35% 4,800万円〃 40% 7,000万円〃 45% 1億円〃 50% 1億4,000万円〃 55% 1億8,000万円〃 60% 2億3,000万円〃 65% 5億円〃 70% 5億円超 75%	400万円以下 10% 800万円〃 15% 1,400万円〃 20% 2,300万円〃 25% 3,500万円〃 30% 5,000万円〃 35% 7,000万円〃 40% 1億円〃 45% 1億5,000万円〃 50% 2億円〃 55% 2億5,000万円〃 60% 5億円〃 65% 5億円超 70%	700万円以下 10% 1,400万円〃 15% 2,500万円〃 20% 4,000万円〃 25% 6,500万円〃 30% 1億円〃 35% 1億5,000万円〃 40% 2億円〃 45% 2億7,000万円〃 50% 3億5,000万円〃 55% 4億5,000万円〃 60% 10億円〃 65% 10億円超 70%	800万円以下 10% 1,600万円〃 15% 3,000万円〃 20% 5,000万円〃 25% 1億円〃 30% 2億円〃 35% 4億円〃 40% 20億円 45% 20億円超 50% 70%
配偶者に対する相続税額の軽減	遺産の2分の1又は400万円のいずれか大きい金額まで控除	配偶者の法定相続分又は8,000万円のいずれか大きい金額に対する税額まで控除	同左	配偶者の法定相続分又は1億6,000万円のいずれか大きい金額に対する税額まで控除
死亡保険金の非課税限度額	500万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数	同左	同左
死亡退職金の非課税限度額	500万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数	同左	同左
未成年者控除	20歳までの1年につき3万円	20歳までの1年につき6万円	同左	同左
障害者控除	70歳までの1年につき3万円	70歳までの1年につき6万円	同左	同左
特別障害者控除	70歳までの1年につき6万円	70歳までの1年につき12万円	同左	同左

出所：政府税制調査会提出資料

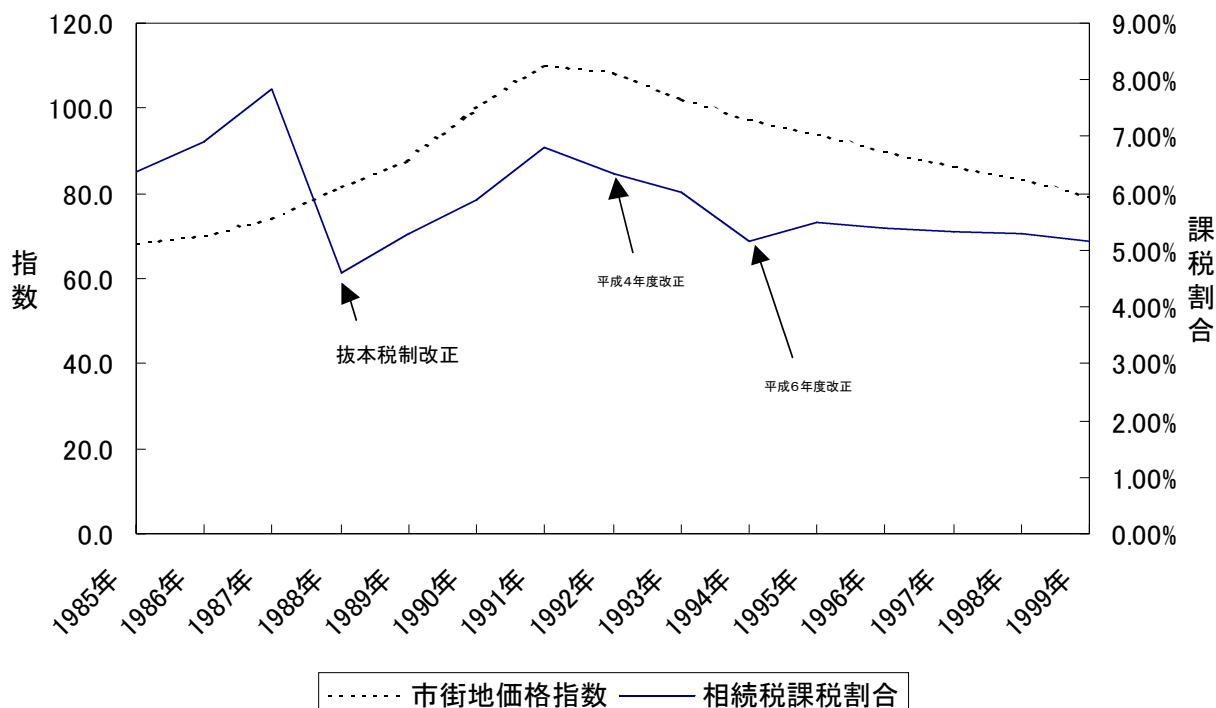
前節までの分析により、相続税の改革の方向性としては、資産格差の是正のために、課税の強化を検討すべきといえる。しかし、近年における相続税の改正は、一貫して減税の方向でおこなわれてきた。表2は、近年における相続税の主な改正をまとめたものである。1988年の抜本改正では2,000万円だった定額控除が4,000万円に引き上げられている。1994年には5,000万円に引き上げられ

4) 1931年生まれの世代から1938年生まれの世代について同様の分析をおこなった橋本(1991)の移転資産の比率は40%から60%の値となっており、本稿での各世代の移転比率のほうが高くなっている。これは、経済成長に伴い若い世代ほど移転資産が高まるためである。



ている。法定相続分比例控除も 1,000 万円まで引き上げられている。累進税率表に関しては 1992 年の改正が目につく。限界税率が適用される区分が大幅に引き上げられている。1994 年の改正に関しては、税率の刻み数の削減と適用される区分の引き上げが行われている。現在では、最高税率である 70%が適用される課税価格は 20 億円にまで引き上げられている。

図 3 市街地価格指数と相続税の課税割合の推移



出所：不動産研究所「市街地価格指数」、『国税庁統計年報書』各年版より作成

このような相次ぐ相続税の減税は、バブル期の地価上昇による相続税負担の急増を防ぐためであると説明されてきた。市街地価格指数と相続税の負担割合の推移をみたものが図 3 である。

市街地価格指数は、1985 年以降、1991 年まで急激に上昇している。その後のバブルの崩壊により市街地価格指数は、低下しつづけてきている。相続税の課税割合は、1985 年に 6 % 台であったものが地価の上昇により課税割合が上昇し、1987 年には約 8 % に達した。この課税割合の上昇に対応するため、抜本税制改革（1988 年 1 月 1 日以降適用）により相続税の減税が実施された。その減税は、主として課税最低限の引き上げにより実施され、基礎控除は 2,000 万円から 4,000

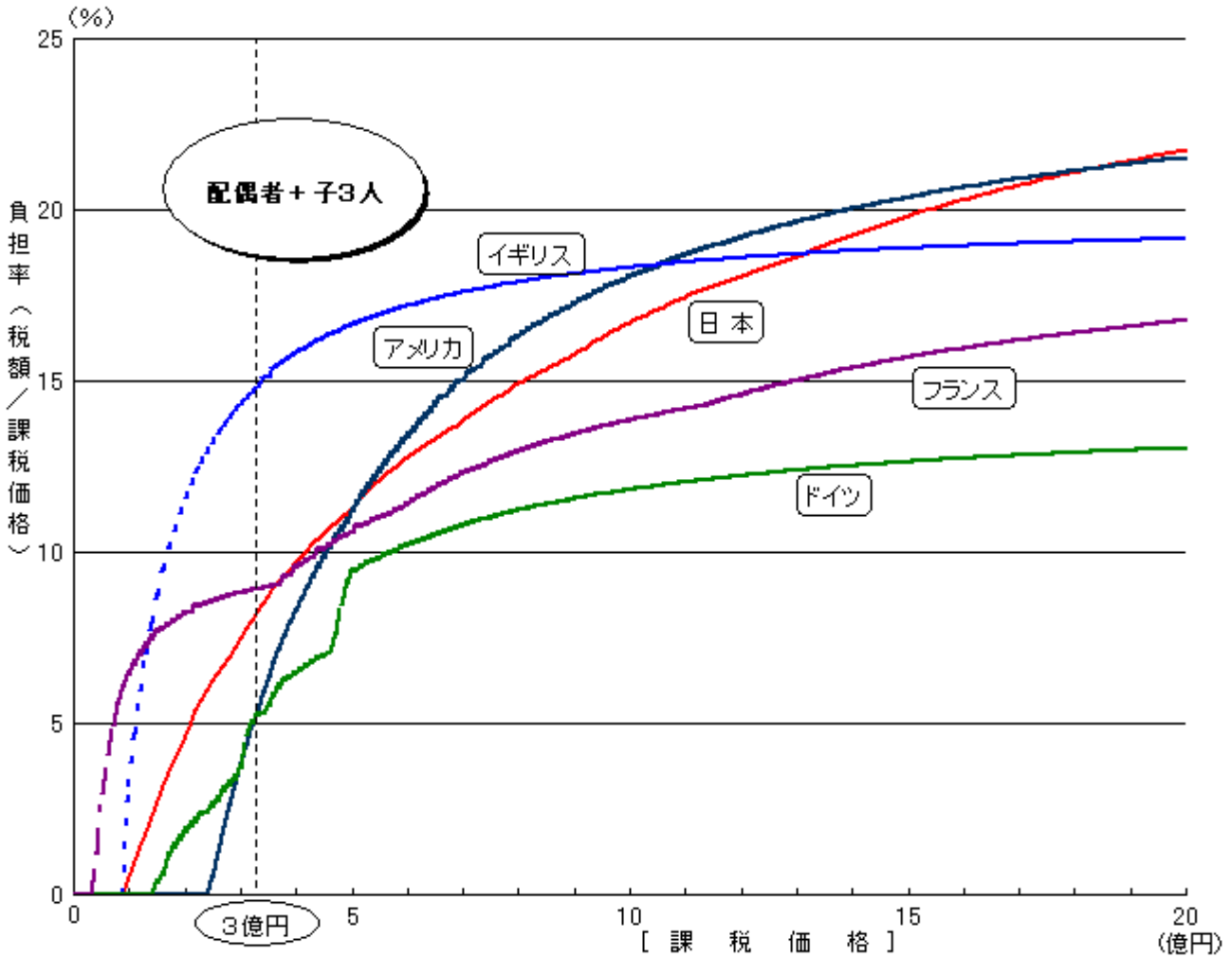
万円まで大幅に引き上げられた。さらに 200m<sup>2</sup>以下の小規模宅地の課税特例も拡大され、居住用の減額比率は30%から50%へと引き上げられた。抜本的税制改革以降の課税割合は、バブルが崩壊するまでは、地価の上昇に伴い再び約7%まで上昇していった。

しかし、1992年には課税割合はバブル崩壊に伴う地価下落により減少しはじめる。バブルの絶頂期における相続税課税割合に急上昇に対応して実施された平成4年度における相続税の税制改正は、バブル崩壊による地価下落と相まって課税割合を約6%まで低下させた。かりにピーク時の相続税の課税割合が8%に達していた段階においても、相続税の課税は一部の資産家に対するものであり、これらの税制改革で課税割合に上昇に対処すべきだったかどうかは疑問の残るところである。この間の相続税の改正に必要なだったのは、課税最低限の引き上げや、小規模宅地の特例の拡大でなく、一部の資産家にのみ過大な税負担を強いてきた累進税率表の緩和だったのでないだろうか。抜本税制改革前に75%だった最高税率は、70%まで引き下げられただけであった。

このように歴史的にみると、相続税の負担は、ごく一部の資産家のみが負担してきたことがわかる。では、その一部の資産家が負担している相続税の負担は諸外国に比べて重たいものと言えるのだろうか。

図4は、財務省が試算した主要諸外国の相続税負担率である。この図には配偶者と子供2人で相続した場合の相続税の負担率が描かれている。日本の相続税制の特徴は、課税最低限が高いこと、その後の相続税負担の上昇カーブは、アメリカ、イギリスに比べると低いことが、課税価格13億円を超える付近からは負担率が急上昇していくことである。しかも、この図においては、小規模宅地の特例などが考慮されておらず、日本の相続税の実効税率はこの図よりもさらに低いことが予想される。つまり、最高税率が70%と飛び抜けて高いことにより、課税価格10億円を超えるような超資産家の相続税負担は、諸外国よりも重いことが、それ以外の人たちにとっての相続税負担は決して重くないことがわかる。

図4 主要諸外国の相続税の負担率



出所：財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/149.htm>

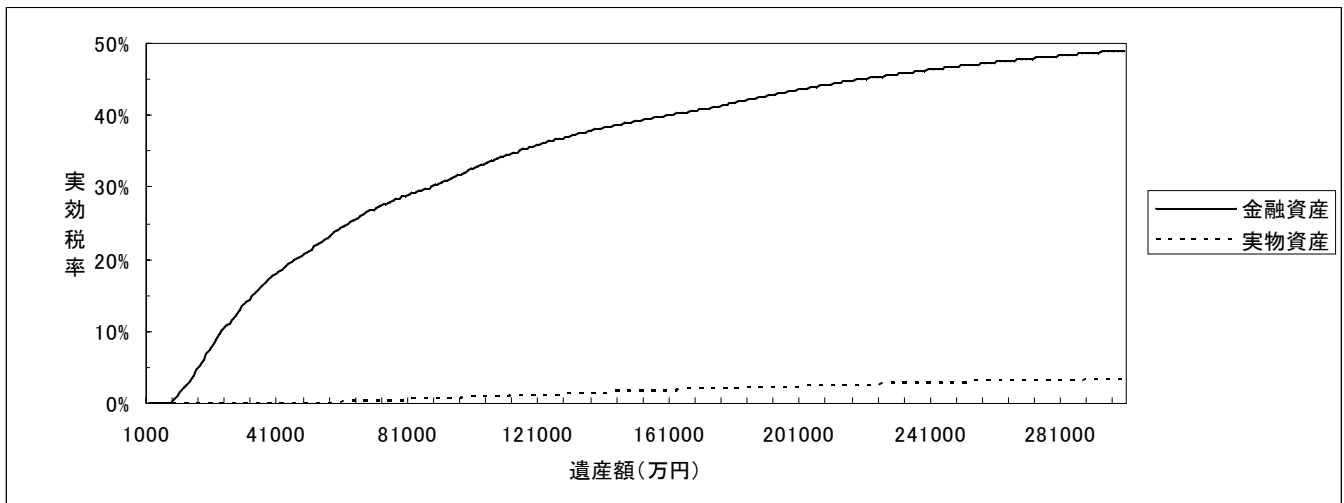
### 3 - 2 実物資産と金融資産の実効税率格差

図4は、遺産を金融資産の形で受け取った場合について相続税の実効税率を比較したものにはすぎない。日本の相続税制のもとでは、土地は、金融資産と比べてきわめて優遇されている。小規模宅地の特例として、事業用の土地は400平方メートル以下の部分について、宅地は240平方メートル以下の部分が80%減額されることになっている。このような土地に対する特例措置が、実物資産と金融資産の間での実効税率にどのような格差をもたらすかをみたものが図5である。ここでは、相続人の数は妻と子供2人の3人と想定し、すべての遺産を小規模宅地として相続するケースとすべての遺産を金融資産で相続する

ケースの実効税率を計算した。

この図によると土地に対する特例措置がいかに実物資産を優遇するものであるかがわかる。相続税の課税最低限は、金融資産に対しては8,000万円となっているのに対して、実物資産に対しては約5億円になっている。さらに、5億円を金融資産のみで相続した場合、実効税率は約21%となる。さらに、金融資産の場合、30億円に対しては約49%の実効税率となるのに対して、実物資産の場合は、30億円に対しては約3.3%の実効税率にすぎない。同額の資産に対して資産形態によりこれほどまで優遇することは、資産保有形態にアンバランスが生じてしまうだろう。

図5 実物資産と金融資産の相続税実効税率の格差



### 3 - 3 相続税改正のシミュレーション

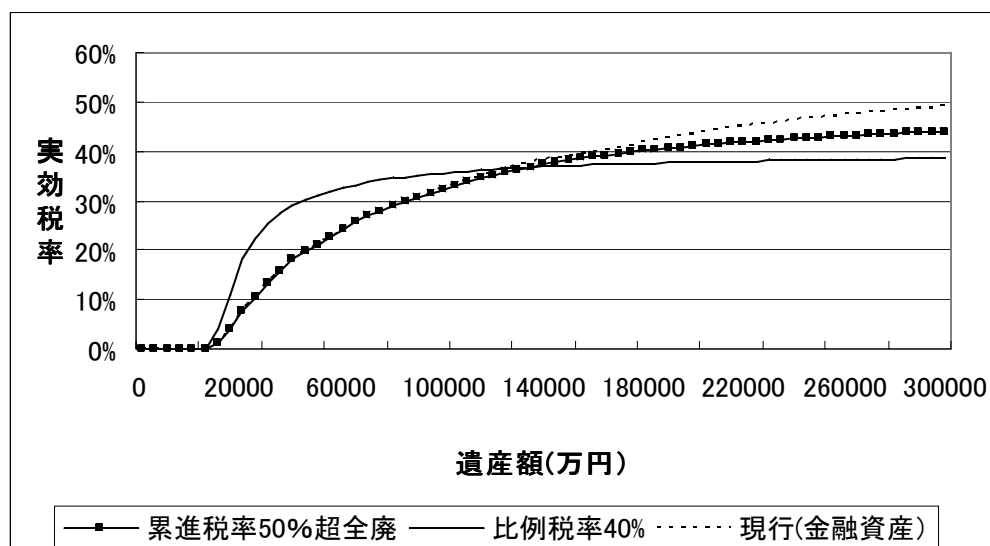
以上のような分析結果にもとづけば、日本の相続税改正の方向性としては、課税ベースの拡大と税率表の緩和が望ましいことがわかる。金融資産と実物資産の間での実効税率格差を生んでいる土地に対する優遇措置を全廃すれば、課税ベースを大幅に拡大することができる。このような措置は、資産間の税負担率格差を是正するという意味で公平性・中立性の双方の観点から支持されるだろう。

そこで、以下では土地に対する優遇措置を全廃し、課税最低限を実質的に引き下げ、さらに相続税の累進税率表を緩和するような相続税改正により実効税

率がどのように変化するかをシミュレーションすることにした。具体的には、基礎控除や法定相続人比例控除は据え置き、土地に対する優遇措置を全廃するものとした。税率表については、40%でフラット化した場合と現行制度における累進税率表の50%超の部分全廃し、最高税率を50%とする2つのケースを考慮にいった。

これら2つのシミュレーション結果を示したものが図6である。40%フラット化の場合、遺産額が5億超あたりの実効税率が高くなっている。また、遺産額7億円超の実効税率は約35%から約40%になり、広く薄く課税できることになる。

図6 相続税改革のシミュレーション



最後に累進税率表の50%超を全廃するケースについてみてみよう。この場合、遺産額15億円頃までは、ほとんど現行の実効税率と変わらず、それ以上になると多少実効税率を低下させることになるだろう。

#### 4. むすび

本稿での分析を踏まえると相続税改革のありかたは、以下のようにまとめることができる。図3でみたように近年の地価下落と課税最低限の引き上げと小規模宅地の特例拡大により、相続税の課税割合は約5%にまで落ち込んでいる。相続税の課税最低限は、土地に対する特例措置を全廃することで、引き下げるべきである。これは相続税の増税につながるものの、広く薄い税負担であれば、

経済に与える悪影響も少ない。課税ベースを拡大するためには、現行制度のもとで認められている死亡保険金・死亡退職金の非課税措置についても、廃止すべきである。他の貯蓄手段との比較から考えると死亡保険金・死亡退職金の受け取りだけを優遇する必要はない。これらの非課税措置は、遺族の生活保障を根拠としてきたが、それは、現行の相続税における未成年者に対する控除で考慮されているはずである。

最高税率については、超資産家に対しては諸外国に比べて相続税負担が重たくなっている現状を考えると40%程度まで引き下げるべきである。このまま高い最高税率を維持した場合には、超資産家たちの海外逃避などの節税行動を招く可能性もあるからである。土地に対する優遇措置を全廃することで実質的な課税最低限が引き下げられることを考慮するならば最低税率10%の適用範囲を拡大するなどの累進緩和措置も必要になるかもしれない。税率の刻み数については、最高税率40%程度まで引き上げれば大幅に縮小できるだろう。

#### [参考文献]

経済企画庁総合計画局編(1975)『所得・資産分配の実態と問題点 - 所得分配に関する研究報告 - 』。

橋本恭之(1991)「コーホート・データによるライフサイクル資産の推計」『桃山学院大学経済経営論集』第32巻,第4号。

橋本恭之(2001)『税制改革シミュレーション入門』,税務経理協会。

橋本恭之(2002)「相続・贈与税のあり方について」『税経通信』近刊。

Kotlikoff,L.J. and L.H.Summers (1981), “The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation”, *Journal of Political Economy*, Vol.89,No.4.

下野恵子(1991)『資産格差の経済分析』名古屋大学出版会。

橋木俊詔(1989)「資産価格の変動と資産分布の不平等」『日本経済研究』No.19.

高山憲之編(1992)『ストックエコノミー』東洋経済新報社。